

# 平塚市健康づくり推進条例の概要

## 制定の目的

近年、疾病構造の変化や高齢化の進行等により、疾病対策から介護予防まで一貫した施策の充実が求められるとともに、健康寿命\*の延伸に向けて、世代に応じた健康づくりに関する新たな施策の構築が急務となっています。

そこで、平塚市健康増進計画（第2期）の計画期間が平成27年度から開始したことに伴い、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市民、地域団体、事業者及び市の協働により、市民の健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって健康長寿の地域社会の実現に寄与するため、「平塚市健康づくり推進条例」を制定します。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。

## 役割責務等

市民、地域団体及び事業者の役割と市の責務を次のとおり定めます。

- (1) 市民は、健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を主体的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりに関する活動に参加するよう努めます。
- (2) 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むとともに、他の地域団体等が行う健康づくりに関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。
- (3) 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めます。
- (4) 市は、市民、地域団体及び事業者と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければなりません。

## 健康増進計画

市長は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、次に掲げる事項について定めた平塚市健康増進計画を策定します。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 健康づくりの推進に関する施策

## 市民健康づくり推進協議会

協議会は、市民健康づくり推進協議会規則（平成25年規則第35号）第2条に規定する掌握事項に基づき、市民の健康づくりの推進に関することについて審議します。

<お問合せ先>

平塚市健康・こども部健康課

電話0463-55-2111（保健センター）

